

2023 年度市報人権啓発コーナー

心の窓 ～ 振り返り ～



発行：豊後高田市



2024.3 大切なのは「違いを認め、理解し合うこと」 ～外国人の人権～

本市には、県内5位の823人の外国の方が生活しています。(令和5年6月末、現在公表)

日本で生活する外国の方は増加傾向にありますが、その一方で、言葉が通じにくいことや文化などの違いから偏見や差別が起きてしまうことがあります。みなさんは、日本で暮らす外国の方と会って話をしたことがありますか？同じ職場で働いていることなどがなければ、そういった機会がないという方も多いのかもしれませんが。しかし、多くの外国の方が住んでいる本市では、買い物や通勤の際などでよくお見かけすると思います。

偏見や差別をなくすためには、まずは相手を知ること、そして自分から積極的に関わることが大切です。そのために例えば、困っている外国の方に「やさしい日本語」で話しかけるなど、勇気を出して相手を知るための第一歩を踏み出してみませんか？その一歩は、お互いの生活習慣や文化等の違いを認め、尊重し合うための大切な一歩であり、それは誰もが暮らしやすい豊後高田市へきっとつながります。

やさしい日本語とは

参考資料アクセス先(タップしてください)

<https://manabi.oitad.jp/archives/mov/%E5%8B%95%E7%94%B8%E3%81%87%E8%A6%BB%E3%82%B8%E3%80%8C%E3%82%84%E3%81%95%E3%81%97%E3%81%84%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E3%80%8D%E3%80%8C%E7%94%9F%E6%B4%B8%E7%B7%B8%E2%85%B0%E3%80%8D>

2024.2 児童虐待の未然防止！子どもたちの未来を守るためには？

2022年度(令和4年度)に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談対応件数(速報値)は219,170件でした。(こども家庭庁公表)

そして、その件数は年々、増加の一途をたどっており、心理的虐待や警察・関係者からの通告が増加傾向にあります。あなたの周りには虐待が疑われるような子どもはいませんか？

児童虐待の特徴的なサイン

(子ども)

- ・不自然なアザや傷跡がある
- ・衣服や身体がいつも汚れている
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる など

(保護者)

- ・近所と交流がなく孤立している
- ・子どもを置いて外出している
- ・人前で子どもを厳しく叱る など

児童虐待のほとんどは家庭の密室の中で起こっており、保護者が「しつけ」と称して暴力、虐待を行い、死亡につながる事例もあります。児童虐待の早期発見・根絶を目指し、子どもたちの人権と未来を守りましょう！

子どもや保護者の異変を感じたら、すぐ児童相談所虐待対応ダイヤル「189」に電話を！

左記のダイヤル189や親子のための相談LINEなど、児童虐待防止対策はこども家庭庁HPへ

参考資料アクセス先 189

こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/>

<https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/>

2024.1 誰もが暮らしやすい社会とは

障がいの有無に関わらず、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会のことを「共生社会」と言います。共生社会の実現を目指すため、まずは、あなたの周りの方を大切にすることから始めてみませんか？ そして、さらに大切なことは、そんな気持ちを忘れないために学び続けることです。

■日 時 2月3日（土） 9：30～11：30

■場 所 中央公民館大ホール

■内 容 第1部 差別をなくす人権標語、じんけん4コマまんが入選作品表彰式

第2部 人権講演会

【講師】松村智広さん（みえ人権教育・啓発研究会）

【演題】へこたれへん ～人はきつとつながれる～

※どなたでも参加できます。詳しくは、市HPをご覧ください。

参考資料アクセス先 今年の行事内容

http://cms2022.city.bungotakada.oita.jp/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=22662

2023.12 『部落差別解消推進法』の制定から7年 その現状は？

この法律は「現在も部落差別が存在すること」「情報化の進展にともなって部落差別に関する状況の変化が生じている」といったことを受けて、部落差別のない社会を実現することを目的に、2016年（平成28年）12月に制定されました。

その後、2020年（令和2年）6月に公表された国の実態調査の中で2つの注目すべき結果があります。

Q. 『部落差別があると思うか？』 ⇒ A. いまだにある 73.4%

Q. 『実際の生活やインターネット上において、部落差別の被害を受けたり、反対に差別に当たった言動をしたこと。また、そういったことを見聞きしたことがあるか？』

⇒ A. ある 17.5%

部落差別は現在も存在し、国が法律を制定し、解決すべきであると明確に示した国民的課題です。その解決に向けて、その現状を正しく学び、理解していくことが大切です。

本市では、あらゆる差別の解消に向けて、人権啓発の出前講座を行っており、講師を派遣（無料）しています。お気軽にご相談ください。

2023.11 ～心を傷つけることも暴力です。ひとりで抱えず、最初の一步を～

『暴力』は殴る・蹴る・物を投げつけるなどの身体的暴力ではありません。また、「暴力の原因は自分にもある」と思い込んでいませんか？

Q. 家で怒鳴られてばかり、毎日がつらいです・・・。

A. 怒鳴る、脅すことは「精神的暴力」です。その他にも性行為を強要する「性的暴力」、生活費を渡さない「経済的暴力」、外出を制限する「社会的暴力」などがあります。

Q. 私にも悪いところがあると思っていたので相談していません・・・。

A. あなたは悪くないです。暴力は決して許されるものではありません。

DVや性暴力で悩んでいる方へ年齢・性別を問わず、ご相談を！！

性犯罪 (短縮ダイヤル)
性暴力 #8891
はやくワンストップ
内閣府SNS相談

配偶者・ (短縮ダイヤル)
交際相手の暴力 #8008
はれれば

参考資料アクセス先 8891 <https://curetime.jp/>

8008 <https://soudanplus.jp/>

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です！

2023.10 感染症と人権 ～大切です「立ち止まって考える」～

「不安を差別につなげちゃいけない。」 これは、コロナ禍で感染に対する不安から不当な差別が起きたことを受け、誰かを傷つけないため、また、今一度この差別について考えるために、法務省が掲げたキャッチフレーズです。

私たちは、これまでもHIV（ヒト免疫不全ウイルス）、肝炎、ハンセン病などの様々な感染症に遭遇してきました。そして正確な情報が十分に理解されていない結果として、不安が偏見につながり、差別してきた歴史があります。また、そのことで苦しんでいる感染者、患者、元患者やその家族は、現在もいます。

■冷静に行動するために確認してみましょう

- ・その情報、本当に信頼できるものですか？
- ・あなたのその言葉や態度、大切な人に対してもできますか？

参考資料アクセス先

https://www.moj.go.jp/JINKEN/stop_coronasabetsu.html

2023.9 合理的配慮のキーポイントは「相互理解」

障害者差別解消法の改正により、行政だけでなく、事業者による障がいのある方への「合理的配慮」の提供が、来年4月から義務化されます。これから、どのような配慮が求められるのでしょうか？

障がいのある方が障がいのない方と同じようにサービスなどを受けるために、それぞれの障がいの特性に合った必要な配慮や工夫の事です。

「合理的配慮」とは？

- (例)
- ・読み上げ、筆談、手話などを用いて手続きを行う。
 - ・飲食店でメニューをわかりやすく説明したり、写真を活用する。
 - ・高い所に陳列された商品を取って渡す。
- ※合理的配慮について、詳しくは内閣府HPをご覧ください。

ここで大切なことは、配慮の申し出があった際、お互いが納得するまで話し合い、理解し合うこと、配慮する側ができる範囲で柔軟に対応していくことです。誰もが暮らしやすい社会に向けて、障がいのある方にとって、生活上での困りごとや、何が社会の壁（モノ、人的環境）となっているかについて、みんなで考えていきましょう。

参考資料アクセス先

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html

2023.8 「気にしない」は「無関心」？

厳しい差別を受けてきた被差別当事者が自分のことを友人に打ち明けたときに、「私は気にしないから大丈夫」や「私は差別しないから」と発言される方がいます。これらの言葉は、一見すると「前向きに考えてくれるいい人」とも思えますが、本当にそうでしょうか？

「気にしない」という言葉は、そのままの状態が変わらない、自分からは行動しない「無関心」であると受け取られることがあります。

『苦しむ者に関わりを持たずに傍観者であること、「無関心」であることが、愛の対極にある』とマザーテレサは言っています。

もし、あなたの近くに心を痛めている友人がいて、声を掛けるとしたら、「差別は許されない」や「一緒に行動しよう」といった共感や仲間意識を込めた愛ある言葉を伝えていくことが大切ではないでしょうか。

2023.7 あなたの投稿で傷つく人はいませんか？～インターネット上の人権～

インターネットやSNSなどはコミュニケーションの輪が広がる便利なツールですが、一方で、誤った使い方による人権やプライバシーの侵害事例が社会問題となっています。

ふとつぶやいた投稿が例え間違っていなくても誰かを傷つけてしまう場合もあります。

SNS等に投稿する前に、「その言葉を直接相手に言えるのか?」、「投稿が半永久的に残っても大丈夫なのか?」を確認しましょう。

もしもあなたが投稿による被害で困っている時は・・・

一人で悩まず、誰かに相談することが大切です。

また、SNS上のやり取りでお悩みの方は右の特設サイトで相談窓口を紹介しています。

ぜひご活用ください。

参考資料アクセス先

<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>

2023.6 思い込みをなくして ジェンダー平等の実現を!

最近話題となっているSDGs（エスディーゼーズ）は、2030年に向けて世界が合意した持続可能な17個の開発目標です。その中の一つに『ジェンダー平等を実現しよう』があります。

ジェンダーとは「消防士は男性」「保育士は女性」といった男女の違いによって周りの人が無意識に抱くイメージや役割分担のことで、社会的性差とも言われます。これまでの社会では、「女性だから」「男性なのに」ということで差別を受けたり、活躍する機会が少ないことが問題となってきました。

また、内閣府が令和元年に行った世論調査では、「社会全体で男性と女性が平等である」と回答した人の割合はわずか21.2%という結果も出ています。

性別によって、社会的な役割分担やイメージを押し付けられることで、様々なことが制限されることはおかしいという考えを持つことが、ジェンダーによる差別や不平等をなくすことにつながります。

誰もが暮らしやすい社会であるために私たちができることを一緒に考えていきましょう。

6月23日～29日は「男女共同参画週間」です

《キャッチフレーズ》 無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。

2023.5 子どもをひとりの人として尊重する ～子どもの人権～

先進38カ国の子どもの幸福度をランキングにしたユニセフ報告書（2020年9月発表）によると、日本は、「身体的健康」は1位でしたが、「精神的幸福度」では37位でした。

また、令和3年の人口動態統計では、10～14歳、15～19歳ともに死因の第1位は自殺という驚きの結果が出ています。子どもの人権を研究している弁護士の方が、「子どもを支援する中で学んだことは、非行事実から少年を見るのではなく、少年の理解を通して非行の意味を理解することです。

人間がお互いに尊重し合う前提は、お互いを100%わかっていることではなく、一人ひとり違う未知の存在をわかろうとすることです。」と語っていました。

子どもから相談されたときは、大人の都合や自己満足などで一方的に判断せず、一人の人として尊重し、共に考えて、子ども自身が安心して自信を持ち、自由を意識し、自分で決めることができると感じるように支援することが大切ではないでしょうか。

子どもの人権についての専門相談窓口

■子どもの人権110番（電話相談）

☎0120-007-110

※8:30～17:15（土日祝、年末年始除く）

■子どもの人権SOS-eメール ※右のQRコードより

参考資料アクセス先

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

2023.4 4月は「若年層の性暴力被害予防月間」～春は生活環境の変化でリスクが高まります～

春は進学・就職に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期です。

10代・20代に対する性暴力の手口が巧妙になっているのをご存知ですか？

なりすました相手から、言葉巧みに誘導され、自分の裸の画像を送信させられたり、SNSで知り合った相手に誘い出され、わいせつな行為をされたりする、SNSを利用した性被害が起きています。

また、昨年の4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳、19歳の方は、未成年であることを理由とした契約の取り消しができなくなります。アダルトビデオに出演するという認識がないまま契約し、出演を強要される問題も起きています。

あなたが望まない性的な行為は、どんな理由・相手でも性暴力です。性暴力に関する情報を共有して、社会全体で性暴力をなくしていきましょう。

困ったり・悩んだりしているときは、ひとりで抱え込まないで、ぜひ、ご相談ください。

（内閣府） ■性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ☎#8891

■curetime（キュアタイム） SNS・メールで相談できます→

（警察） ■性犯罪被害者相談 ☎#8103

参考資料アクセス先 <https://curetime.jp/>